

祝第65回卒業



た
報

し
す
い
し
4月号

2012 (平成24年)
No.533

それぞれの新たな道への旅立ち

「第65回酒々井中学校卒業式」が3月13日、同校体育館で行われ、149人の卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

式の中で角井校長先生からは「誰かの為に自ら行動できる人」「自分を見失わず、自分が信じることを負ける人」になって欲しいと、言葉が贈られました。

そして卒業生たちは、伝統ある酒々井中学校で学べた感謝の気持ちを「仰げば尊し」の歌に込め、3年間の思い出を胸にそれぞれの進路へと旅立ちました。

(関連記事18ページ)

町長施政方針、平成24年度当初予算、役場組織が一部変更、子ども医療費助成拡充、国民年金学生納付特例、耐震改修工事費等補助金、災害発生時の帰宅、春の交通安全運動、固定資産の縦覧・閲覧、住民税の申告、町税コンビニ収納

P2~11

国保の異動届出、協会けんぽ保険料引き上げ、人間ドック費用助成、高額外来診療、狂犬病予防注射、「井戸端」利用変更案内、家庭ごみ自己搬入、「ちび天」利用案内、施設定期利用申請、参加募集他

P12~17

人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井



人口と世帯数3月1日現在 (前月比) 人口21,172人 (+1) 男10,670人 (-5) 女10,502人 (+6) 世帯数9,060世帯 (+14)
外国人登録人口276人 男125人 女151人 世帯数94世帯

◆発行・編集/酒々井町経営企画課 〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 ☎043 (496) 1171 ◆毎月1回1日発行

平成24年度 施政方針

クオリティーの高い 住みやすい町 住み続けたい町



酒々井町長
小坂 泰久

3月定例議会が3月6日から開催され、冒頭、小坂町長が平成24年度の行政運営の指針となる施政方針の説明を行いましたので、その概要を紹介いたします。

まちづくりの目標

これまでのまちづくりでは、大変厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政経営に努め、各種施策に取り組んでまいりました。

特に、待機児童対策として民間への保育委託を開始し、保育環境の充実を図ったほか、学校や保育施設の耐震化も完了し、町内の公共施設の耐震化も順次進めています。また、中心市街地のバリアフリー化の促進と協働による防犯意識の高揚など、子育て支援、安全・安心や高齢者、障害者にやさしいまちづくりが進展したことは、生活に身近で質の高いまちづくりが一歩前進したものと考えています。

平成24年度は、第5次総合計画スタートの年にあたり、基本構想で「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち酒々井」を将来都市像とし、

6つの基本目標を定め、その実現に向け前期基本計画では、重点施策を「安全・安心」「魅力」「健康」の3つのテーマに位置づけ、まちづくりに取り組んでまいります。

地方分権の進展や社会環境の変化に的確に対応するため、行財政改革に取り組み、限られた財源の中で効果的・効率的な行財政運営により、「持続可能で自立したまち」の実現を目指します。

また、多様化する町民ニーズを的確に捉え、地域活動や町民の参加意欲に応えるとともに、町民と町が互いに立場を尊重し、協力して地域の特色を生かしたまちづくりに取り組み、少子高齢化の中でも、クオリティーの高い住みやす

い町、住み続けたいまちづくりを進めたいと考えています。平成23年の県人口が震災などの影響で戦後初めて減少に転じたことがわかりました。

また、日本の50年後の総人口は3割以上減少し、高齢者が4割を占めると言われています。少子高齢化を乗り切るための政策の必要性が訴えられており、子育てシステムの整備、若年層の雇用改善、意欲ある高齢者の活用等、人口減を機に行政の在り方を見直すことが求められています。



このことを踏まえ、生活機能の整った歩いて暮らせる成熟した

「まち」、子どもから高齢者まで、すべての人たちがいきいきと安心して暮らせる「コンパクトシティ酒々井」を目指してまいります。

平成24年度 の主要施策

【健康福祉施策】

①子ども医療費は、小学6年生までに加え、今年4月診療分から中学生の入院費を助成対象として拡大します。

②待機児童対策として、私立保育園への保育委託を行い、町内各保育園において一時保育を行うほか、岩橋保育園の園庭を拡充します。

③放課後子ども教室は、地域の協力による体験を通して児童の健全育成を図ります。また、放課後児童クラブの円滑な運営に努め、ひとり親家庭の利用料助成を継続します。

④母子保健は、15の事業により子育て支援に取り組み、「ことのばの教室」を開設し、就学前児のここのばの発達を促します。さらに、「不育症」の治療費の一部を助成します。

⑤高齢者等を地域全体で支える災害時要援護者名簿登録制度を創設し、75歳以上の一人暮らし高齢者等の避難支援や見守りを行います。また、持病など救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットの配布や家具等の転倒防止器具取付費の一部を補助します。

⑥元気な高齢者の要介護状態への移行を予防するため、週3回の生きがいデイサービス事業を行います。

⑦老々介護など介護者の精神的、身体的負担や悩みごと相談などを支援する「心の健康づくり」を推進します。

⑧高齢者の介護予防を推進するため、介護支援ボランティア活動にポイントを付与する「介護予防支援ボランティア制度」の導入を進めます。

⑨介護予防運動中心のチャレンジ教室を3地区で実施するほか、地域の自主活動サークルに講師を派遣します。

⑩障害者の生活を支援する障害者地域生活支援事業をはじめ、各種保健福祉サービスの一層の推進を図ります。

⑪各種健康増進事業行い、特定年齢の乳がん、子宮がんに加え、大腸がん検診の無料検診を継続します。また、「いきいきしすいっ子教室」では、子どもの時からの生活習慣病予防の啓発に取り組みます。

⑫中1から高1の女子に子宮頸がん予防、乳幼児にヒブ・小児肺炎球菌の無料接種を継続し、65歳以上の季節性インフルエンザ接種の助成額拡大

や75歳以上の肺炎球菌接種の一部助成を継続します。

⑬地産地消を学ぶ講習会などを健康推進員と協働で実施し、食育絵本を活用して知識の普及啓発を行います。

【教育文化施策】

①豊かで特色ある幼児教育推進のため、私立幼稚園に補助金を交付するとともに、保護者には、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

②読書習慣形成のため、町立図書館と学校図書館が連携し、学校図書館機能の充実を図ります。また、特色ある教育活動推進のため「小・中スクールサポート事業」などに取り組み、人権・同和教育研究指定校に補助金を交付します。

③A L T（外国語指導助手）を活用し、異文化理解とコミュニケーション能力を高め、児童生徒の学力向上を図ります。保育園から中学校まで一貫した英語教育を行うとともに、中学生を海外へ派遣し、体験学習を通して、国際化に対応できる人材を育成します。

④適応指導教室「ふれあいルーム」で、不登校児童生徒の学校への復帰を支援します。

⑤小中学校エアコン設置事業

を実施するほか、子どもたちが安全で健やかに育つ環境整備を推進します。

⑥本佐倉城跡の入口広場の整備や見学会などを行います。また、旧酒々井宿を「酒々井町の顔」として町並の保存整備をすることで、併せて県道の歩行者空間を確保します。

⑦史跡ウォーキングは、交流人口の増加策として、ボランティアガイド等との協働で行います。

⑧町民の文化・スポーツ活動の活性化を図り、人生の節目を祝福する「成人式」や60歳の「盛年式」を開催します。

⑨地域ボランティアと学校との連携を密接にするため、調整役とその活動拠点を大室台小学校に配置する学校教育支援促進事業を行います。

【生活環境施策】

①大震災等の教訓を踏まえ、町地域防災計画の見直しを行い、防災ラジオや災害用備蓄品を整備します。消防団の「消防車両」と「小型ポンプ」を2台ずつ更新します。

②中川流域防災は、調節池の整備に向けて議員の理解が得られるよう説明等を行い、流域住民との協議による雨水条

例等の制度設計を検討します。

③交通安全・防犯は、自治会やボランティア活動団体との協働により、住民意識の高揚を図ります。

④個人の住宅用太陽光発電システム設置に補助するとともに、「環境家計簿」の普及を進めます。

【都市基盤施策】

①（仮称）酒々井インターへのアクセス道路の工事等を行います。また、町の土地利用を明らかにするため、都市マスタープランを見直します。

②木造戸建て住宅の耐震診断や耐震改修工事費用の一部助成とともに、雨水貯留、浸透対策を踏まえた、住宅リフォーム補助事業を行います。

③町道5路線の改良と東関東自動車道に架かる2橋の耐震対策工事



④防災拠点の一翼を担う防災設備を備えた公園として、中央公園を再生整備します。

【産業経済施策】

①商工業振興のため、町商工

会に補助金を交付します。

②震災で被災した用水施設の復旧費用を負担します。また、将来負担軽減のため、国営印旛沼二期土地改良事業負担金の一部を基金に積み立てます。

③観光資源などの調査研究とともに、既存の観光資源の情報発信を強化します。

④地域ブランド商品を「酒々井ブランド」として販売を促進し、町のPR活動に取り組む事業者等を支援します。

【地域社会と行財政施策】

①公益活動の拠点として「井戸端」の充実を図ります。また、地域住民が実施する都市公園等の環境美化活動等への支援や生活環境整備工事に必要な資材等を支給します。

②第5次総合計画の推進役となるマスコットキャラクターを作成し、町のイメージアップを図ります。

③町ホームページの外国語への対応など、情報発信するための体制強化に努めます。

④平成27年度の固定資産評価替えに向け、宅地評価の見直しを行い、経年異動による「地番図」「家屋図」の修正を行います。

⑤行政活動の拠点として重要

な役場庁舎の被害を最小限に抑えるため、耐震補強とともに、利便性等の向上を図るためのエレベーター設置に関する設計業務を行います。

私は、町の舵取り役として2期目も中盤を迎え、町民と共に住みよいまちづくりに取り組んでまいりました。

今後の国、県の財政事情や少子高齢化社会を考慮すると、町財政も予断を許さないものと考えます。町長就任時の平成17年度では、三位一体改革の影響などで底をついていた各種基金を醸成してまいりましたが、さらに基金の醸成に努め、事業と財源のバランスをとりながら、健全財政に配慮しつつ、町民の負託に応えられるよう努力を惜しまず、全力を尽くしてまいります。

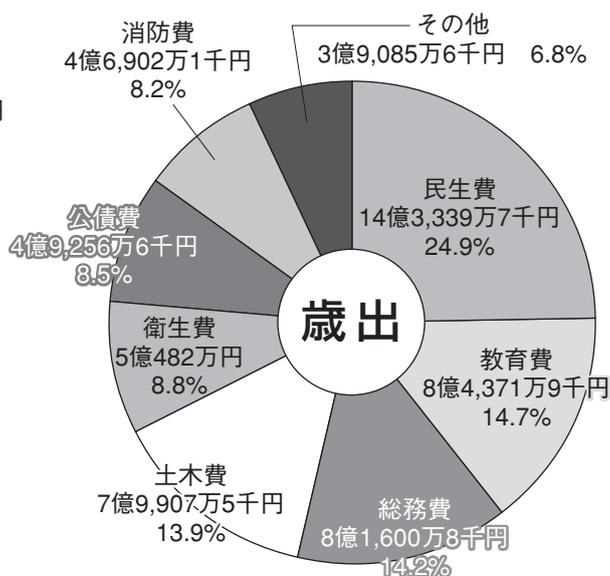
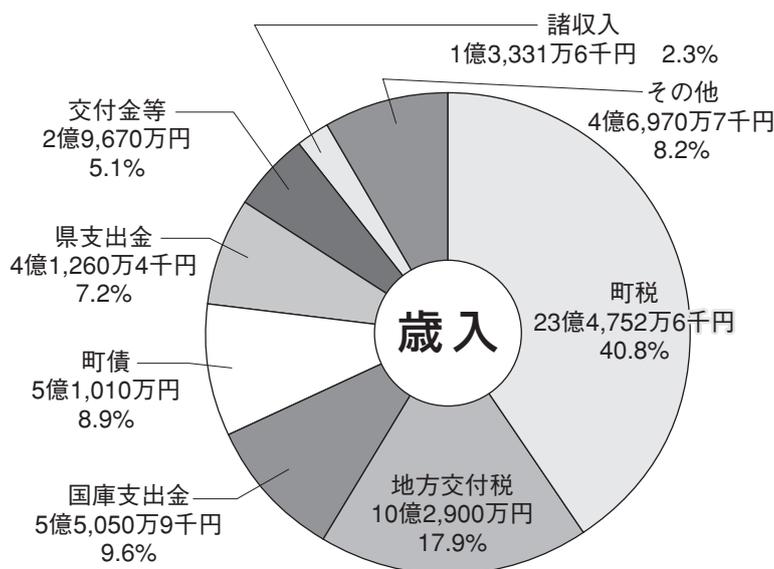
今後は、第5次総合計画のもと、将来に希望の持てるまちづくりに努めるとともに、町民の生活に身近で、小さな町だからこそできる、小回りの利く施策に取り組み、子どもには夢を、青年には希望を、壮年には輝きを、高齢者には安全安心を届け、一歩ずつ着実に確かな明日を築いてまいりたいと考えております。

平成24年度当初予算 一般会計、前年度比1.4%減の 57億4,946万2千円でスタート

平成24年度予算が3月議会で可決されました。一般会計当初予算は57億4,946万2千円で、前年度に比べ7,973万6千円、1.4%減少しています。

また、国民健康保険など4つの特別会計予算の合計は41億1,372万9千円となっています。

今回は、その概要について説明をします。



歳入予算の前年度比較

(単位：千円、%)

区分	24年度	23年度	前年度比較	
	予算額	予算額	増減額	増減率
町税	2,347,526	2,444,219	△ 96,693	△ 4.0
地方交付税	1,029,000	922,000	107,000	11.6
国庫支出金	550,509	692,015	△ 141,506	△ 20.4
町債	510,100	517,000	△ 6,900	△ 1.3
県支出金	412,604	505,839	△ 93,235	△ 18.4
交付金等	296,700	307,700	△ 11,000	△ 3.6
諸収入	133,316	114,841	18,475	16.1
その他	469,707	325,584	144,123	44.3
合計	5,749,462	5,829,198	△ 79,736	△ 1.4

歳出予算の前年度比較

(単位：千円、%)

区分	24年度	23年度	前年度比較	
	予算額	予算額	増減額	増減率
民生費	1,433,397	1,449,287	△ 15,890	△ 1.1
教育費	843,719	796,322	47,397	6.0
総務費	816,008	834,197	△ 18,189	△ 2.2
土木費	799,075	853,734	△ 54,659	△ 6.4
衛生費	504,820	511,068	△ 6,248	△ 1.2
公債費	492,566	582,978	△ 90,412	△ 15.5
消防費	469,021	454,749	14,272	3.1
その他	390,856	346,863	43,993	12.7
合計	5,749,462	5,829,198	△ 79,736	△ 1.4

町税は、個人町民税や固定資産税が落ち込むことから、前年度比4%減となります。地方交付税は、制度改正などにより11・6%増となります。また、酒々井IC関連道路整備費の減少などから、国庫支出金、県支出金、町債はそれぞれ減少しますが、その他は、歳出に対する不足分を補うため、財政調整基金からの繰入金が大きく増加することになりました。

歳入

平成24年度にスタートする第5次総合計画での6つの基本目標に沿った施策を行い、自立したまちの実現を目指します。

一般会計 予算の概要

少子高齢化社会への対応、東日本大震災を教訓とした安全で安心な生活の確保、地域住民との協働のほか、町民ニーズを的確に把握したうえで、持続可能な行財政運営を行えるよう予算編成を行ったところ、前年度比1・4%減となりました。

一般会計予算の6つの基本目標別主要事業

1 子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり

健康福祉

○子ども手当支給事業	3億3,714万円
○保育園事業	2億6,890万円
○障害者自立支援給付事業	1億5,954万円
○子ども医療費助成事業	5,530万円
○予防接種事業	4,840万円
○福祉団体等助成事業	3,119万円
○社会福祉施設等整備費補助事業【新規】	3,000万円
○重度心身障害者医療費給付事業	2,760万円
○健康増進事業	2,501万円
○母子保健事業	2,013万円
○ふれあいタクシー運行事業	1,848万円
○放課後児童クラブ事業	1,611万円
○特定疾患見舞金支給事業	450万円
○緊急通報装置貸与事業	290万円
○家具転倒防止器具等取付費補助事業【新規】	30万円
○救急医療情報キット配付事業【新規】	14万円

2 豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくり

教育文化

○学校給食事業	1億8,075万円
○私立幼稚園就園奨励費補助金	3,433万円
○酒々井小学校借地買取事業	2,474万円
○本佐倉城跡整備事業	2,134万円
○児童生徒国際交流振興事業	1,496万円
○スクールバス運行业務委託事業	898万円
○中央公民館耐震診断事業【新規】	827万円
○まちの顔づくり推進事業【新規】	342万円
○学校教育支援促進事業【新規】	132万円
○私立幼稚園運営費・教材費補助金	70万円

3 いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

生活環境

○一般廃棄物収集事業	5,966万円
○消防・防災事業	3,571万円
○資源回収奨励事業	453万円
○住宅用太陽光発電設備導入促進補助金	210万円
○不法投棄防止事業	166万円

4 生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくり

都市基盤

○地域活性化事業	2億7,929万円
○町道改良事業	1億9万円
○町道維持管理事業	5,395万円
○橋梁補修事業	3,122万円
○中央台公園防災等再生事業	2,000万円
○木造戸建て住宅耐震改修促進事業【新規】	1,876万円
○住宅リフォーム補助事業	505万円

5 にぎわいと活力にみちた魅力あるまちづくり

産業経済

○ちびっこ天国運営事業	5,704万円
○農業基盤整備事業	4,968万円
○コミュニティプラザ運営事業	1,687万円
○酒々井ブランド創出事業	594万円
○農業用施設等災害復旧事業【新規】	300万円

6 町民と共に築く心がかよう持続可能なまちづくり

地域社会と行財政

○役場庁舎改修事業【新規】	1,765万円
○情報化推進事業	1,712万円
○自治振興助成事業	571万円
○資材等支給事業	396万円
○交流サロン等運営事業	359万円
○マスコットキャラクター作成事業【新規】	182万円
○住民公益活動補助事業	120万円
○公園等愛護活動推進事業	79万円

特別会計

国民健康保険	24億3,195万8千円	(4.2%増)
下水道事業	5億7,404万5千円	(15.6%増)
介護保険	9億5,436万7千円	(5.7%増)
後期高齢者医療	1億5,335万9千円	(10.4%増)

水道事業会計

収益的収入	4億8,329万8千円	(2.2%減)
収益的支出	4億2,316万3千円	(8.5%減)
資本的収入	1億734万2千円	(18.2%減)
資本的支出	5億946万3千円	(13.9%増)

歳出

民生費は、社会福祉関係経費、保育園事業費が増加していますが、子ども手当支給事業費の減少などから1・1%減となっています。

教育費は、本佐倉城跡の整備、児童生徒国際交流振興事業、学校用地買取事業の増加から6%の増、公債費は史跡本佐倉城跡用地先行取得事業の償還が進んだことなどから15・5%の減となっています。

総務費は、役場庁舎改修事業が増加していますが、安全・安心まちづくりパトロール事業の減少により2・2%減となっています。

土木費は、住宅耐震改修促進事業、道路改良事業費が増加していますが、酒々井IC関連道路整備費の減少により6・4%減となっています。

衛生費は、救急医療体制整備事業負担金が減額したことから、1・2%の減、消防費は、消防組合負担金の増加により3・1%増となっています。

問い合わせ 財政課財政班

☎ 234

水道事業会計は上下水道課
☎ (496) 7725

4月から町の組織が一部変わります

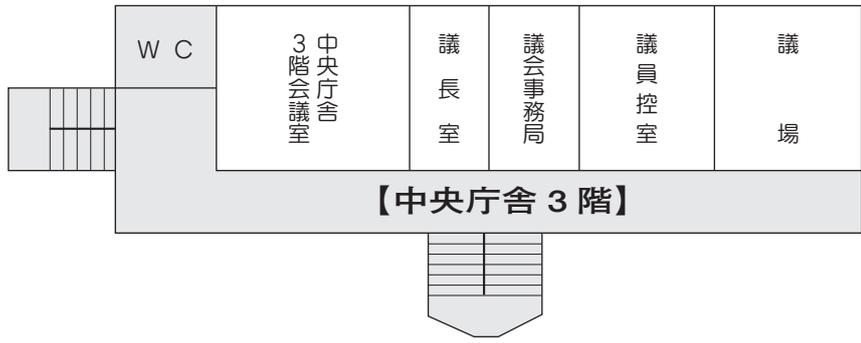
町では、4月から下図のように組織を変更します。主な変更点は次のとおりです。

- 産業課と生活環境課を統合し、経済環境課として新設。場所は西庁舎1階に設置。
- 社会教育課の名称を生涯学習課に変更し、場所を中央公民館に移動。
- 農業委員会の場所を西庁舎1階に移動。

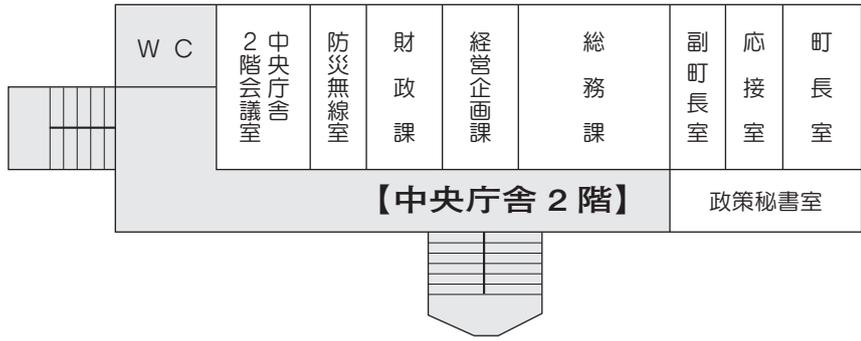
問い合わせ 総務課総務班 ☎ 212

		課等名	設置場所	主な事務内容	
町長	副町長	総務担当参事	総務課	中央2階	人事、情報公開、防災、防犯、交通安全、消防、ホームページ
			経営企画課	中央2階	総合計画、企画立案、広報、統計、コミュニティ備品
			財政課	中央2階	財政計画、予算・決算、町有財産の管理、入札契約、町バス
			税務課	中央1階	住民税、軽自動車税、国保税、固定資産税等、町税の徴収
	民生担当参事	住民協働課	西1階	住民公益活動、自治会、ブランド創出、地域担当員、井戸端	
		住民課	中央1階	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国保、国民年金、町民相談	
		健康福祉課	中央1階	各種福祉、介護保険、生活保護、健康相談、保健センター	
		人権推進課	西2階	人権施策の普及、人権・DV相談、隣保館	
	経済建設担当参事	経済環境課	西1階	農業・商工業・観光振興、環境保全、廃棄物処理、コミプラ、ちびっこ天国	
		まちづくり課	東1階	道路、都市計画、建築確認、治水対策、防犯街灯、公園、駐輪場	
		上下水道課	尾上浄水場	上下水道事業、上下水道料金、水洗化普及	
	会計管理者	会計課	中央1階	現金の出納・保管、県税・県収入証紙の取り扱い	
		事務局	こども課	西1階	保育園、児童手当、子ども医療費助成、学校施設維持管理
学校教育課	西2階		学校の組織編制、通学区域、就学・転退学、学習指導、教育相談		
生涯学習課	中央公民館		生涯学習推進、文化財保護・管理、スポーツの振興、体育施設		
教育委員会	教育次長	教育機関	中央公民館		定期講座等の開設、各種団体の支援・育成、施設の維持管理
			学校給食センター		献立作成、栄養管理、食育推進、施設の維持管理
			プリミエール酒々井		文化ホールの運営、図書館の運営、施設の維持管理
			小・中学校		酒々井小学校、大室台小学校、酒々井中学校
議会	議会事務局	中央3階	本会議、各常任委員会、請願書、陳情書		
農業委員会	農業委員会事務局	西1階	農地法手続き、農業者年金、農地基本台帳		
監査委員	監査委員	中央2階	定期監査、決算審査、出納検査、監査請求（総務課内）		
選挙管理委員会	選挙管理委員会	中央2階	選挙の執行、選挙事務（総務課内）		

役場庁舎等案内図



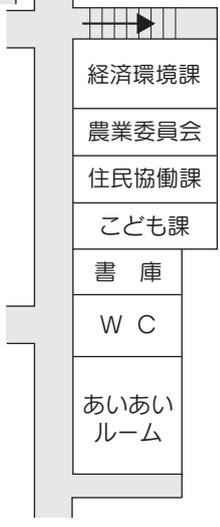
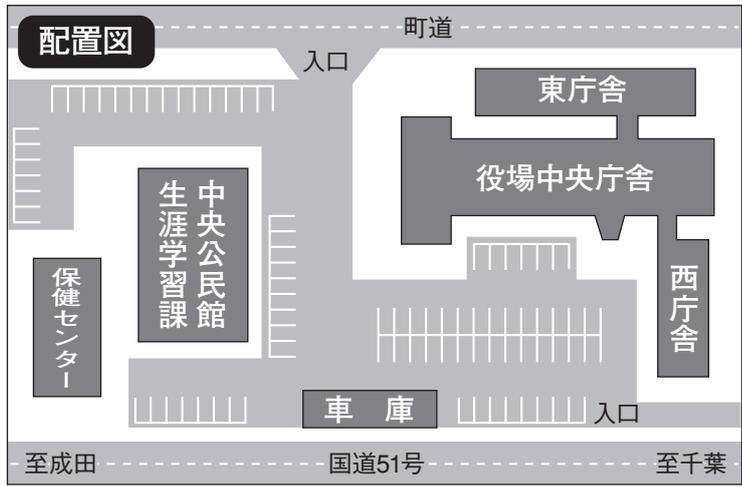
3階



2階



1階



【西庁舎 1階】



【西庁舎 2階】

子どもの医療費助成

平成24年4月診療分から中学生の入院費を助成します

町では、小学校4年生から6年生までの医療費助成を平成22年10月診療分から償還払

対象者	0歳～小学3年生	小学4年生～6年生	中学1年生～3年生
助成対象	通院・入院・調剤医療費		入院医療費のみ
助成方法	「受給券」で現物給付	受診後、申請により償還払い	
自己負担額	・通院…1回につき200円 ・入院…1日につき200円 ・調剤…なし（無料） ※市町村民税非課税または均等割のみ課税世帯は無料です。		
助成開始	出生（転入）～	平成22年10月診療分～	平成24年4月診療分～

いにより実施していますが、平成24年4月1日診療分からは、助成対象を入院医療費のみ中学生までに拡大します。病院などの窓口で健康保険証を使って医療費を一度お支払いいただき、領収書を添えて、こども課へ申請をしてください。自己負担額（0円または200円）を差し引いた金額を口座振込により助成します。

高額療養費に該当する場合は、加入する健康保険に請求後、支給決定されてからの申請となります。

申請期限は、医療費を支払った翌日から2年です。

申請に必要なもの

- ①小中学生医療費助成申請書
- ②子どもの健康保険証の写し
- ③医療内容の明細のある領収書の原本
- ④振込先口座がわかるもの
- ⑤小中学生の属する世帯の市町村民税の課税状況を証明する書類

※診療を受けた月の属する年（4月から7月までの間は前

年）の1月1日に酒々井町に住民登録のなかつた方のみ必要です。

⑥他制度により給付を受けた場合は、その証明書等助成の方法
審査後、申請時に指定された口座に振り込みします。

0歳から小学3年生には「受給券」を発券

0歳から小学校3年生までの子どもの保護者の方には、「子ども医療費助成受給券」を発券しています。

受診の際、病院などの窓口で健康保険証と一緒に提出してください。

自己負担額（0円または200円）を支払うだけで治療（保険適用分）が受けられます。

問い合わせ こども課子育て支援班 ☎373



ご存知ですか？ 国民年金の学生納付特例制度

二十歳になったら国民年金でも支払いが厳しい…



平成24年度の国民年金保険料は月額14,980円です。学生納付特例制度は、学生本人の前年の収入が一定額以下であれば、ご家族の収入にかかわらず、在学中は保険料の納付が猶予され、社会人になってから後払い（追納）す

ることができる制度です。

対象者 学校法人の認可を受けている大学や各種学校（大学の夜間部、定時制課程、通信制課程含む）の学生

申請方法 年金手帳、平成24年度有効な学生証または在学証明書を持参のうえ、住民課年金班の窓口で申請をしてください。

※学生納付特例制度は毎年度申請が必要です。

※平成23年度に学生納付特例の承認を受けている方で、一定の要件に該当する方には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されていますので、そちらをご利用ください。

問い合わせ 住民課年金班 ☎121・122

年金相談をご利用ください

住民課年金班では、千葉県社会保険労務士会船橋支部に委託し、毎月年金相談を行います。皆さんぜひご利用ください。

4月は19日(木)、5月から平成25年3月までは毎月第2木曜日の10時から15時に実施する予定です。

相談料は無料、予約も不要です。

なお、相談時には、年金手帳と「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」など、日本年金機構から届いた書類やはがきなどをお持ちください。

問い合わせ 住民課年金班

☎121・122

木造住宅の耐震診断費・耐震改修工事費 およびリフォーム工事費の一部を補助します

町では、今年度から地震による建築物の倒壊から皆さんの大切な生命や財産を守るため、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事費への助成を行います。

また、昨年度に引き続き住宅リフォーム工事費の助成も行っています。

- ・耐震診断には最高7万円を補助します
- ・耐震改修工事には最高50万円を補助します



耐震診断費の助成

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築、着工された木造住宅の耐震診断に要する

費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助金交付決定前に耐震診断を行った場合は、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。

対象となる木造住宅

- ① 町内に自ら所有し、居住する木造住宅
 - ② 構造が、在来工法または枠組壁工法であるもの
 - ③ 一戸建ての住宅または併用住宅（居住部分が総床面積の2分の1以上のもの）
 - ④ 地上階数が2以下のもの
- 補助金額 耐震診断に要する費用のうち、建築士に支払った額の3分の2（上限7万円100円未満切り捨て）
- 申請受付 4月16日(月)～12月28日(金)

耐震改修工事費の助成

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築、着工された木造住宅で、耐震診断により耐震性が低いとされた場合に

耐震改修工事費に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

耐震改修工事費とは、耐震設計費、改修工事費、工事監理費をいいます。

どれか一つでも欠けると補助金を受けることはできません。

また、補助金交付決定前に耐震設計、工事等を行った場合も、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。

耐震改修工事に直接関係しないリフォーム工事については補助金の対象外となります。

ただし、町住宅リフォーム補助金の要件を満たす工事は、住宅リフォーム補助金をあわせて受けることができる場合がありますので、事前にご相談ください。

対象となる木造住宅

次のすべてに該当するもの
① 上記の耐震診断費助成対象条件の①から④に該当する住宅で、耐震診断の結果、

上部構造評点が1・0未満のものを耐震改修の工事を行うことによって1・0以上とするもの

② 建築基準法の集団規定(※)に違反していないもの

補助金額 耐震改修工事に要する費用のうち、建築士等に支払った額の2分の1（上限50万円 1,000円未満切り捨て）

申請受付 4月16日(月)～11月30日(金)

補助件数 30件(先着順)

リフォーム工事費の助成

(※) 集団規定とは建築物の用途制限、高さ制限、建ぺい率および容積率制限、斜線制限、日影規制、接道義務など、都市計画区域内の適性な市街地環境の確保を図るためのもです。

町住宅リフォーム補助金制度は、皆さんの生活環境の向上や町内産業の活性化などを目指して、皆さんが住宅のリフォーム工事を行う場合に町がその費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

対象となる工事

- ① 金額が20万円以上の工事
 - ② 町内に本社・本店のある法人や住所のある個人事業主が行う工事が行う工事
 - ③ 町で実施している他の制度を受けていない工事
 - ④ 過去に住宅リフォーム補助を受けていない住宅
- 補助金額 リフォーム工事に要する費用の10パーセント（上限10万円 1,000円未満切り捨て）
- 申請受付 4月16日(月)～11月30日(金)

住宅リフォーム工事には最高10万円を補助します



〈共通事項〉

- ◎ 対象者
 - ① 酒々井町の住民基本台帳に記録または外国人登録されている方
 - ② 町税等を滞納していない方
- 問い合わせ まちづくり課 企画整備班 ☎ 153・154

災害発生！そのときあなたは

職場や学校、外出先など、自宅から離れた場所にいるときに、大規模な災害が発生すると、自宅に帰ることが困難になる方が多数発生することが予想されます。

災害が発生したら、落ち着いて適切な行動を心がけましょう。

むやみに移動を開始しない

- ・まずは自身の身の安全を確保しましょう。
- ・慌てて移動を開始することはやめましょう。
- ・家族の安否や自宅の無事を

確かめましょう。

・交通機関の情報や道路の被害状況などを入手しましょう。

・周囲の状況に応じて、安全を最優先に行動しましょう。

安全な徒歩帰宅のために

- ・携帯ラジオや地図を持ち歩きましょう。
- ・職場などに歩きやすいスニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食糧などを用意しておきましょう。
- ・事前に発災時の安否確認の

安否確認手段を決めておきましょう

大規模災害に遭ったとき、家族や友人に無事を知らせたい、家族や友人の安否を確認したい。そんなときに利用できるのが、災害時伝言ダイヤルです。

◆災害用伝言ダイヤル（171）

電話機から音声の伝言を録音・再生するサービスです。



- ・伝言を残したいとき
ダイヤル1+7+1+1+自宅の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を入れる（録音時間は、1伝言30秒以内）
- ・家族や親戚・友人が安否を確認したい
ダイヤル1+7+1+2+聞きたい家の電話番号をダイヤルし、伝言を聞く。
※伝言の保存期間は2日間（48時間）。

◆携帯電話・PHS版災害用伝言板サービス

携帯電話で安否情報を登録・確認するサービスです。

※災害時は通話が集中するなど電話が大変つながりにくくなります。また、一方で、携帯電話のメールは比較的つながりやすいことも覚えておきましょう。

「毎月1日、15日」などの体験利用が可能な日に、使って慣れておきましょう。

方法や集合場所を家族で話し合っておきましょう。
徒歩やバスにより帰宅経路の状況を確認しておきましょう。
コンビニやガソリンスタンドなどを確認しておきましょう。
※千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市の9都県市ではコンビニやガソリンスタンド等と徒歩帰宅支援協定を締結しており、水道水、トイレや交通情報などを可能な範囲で提供していただけます。
問い合わせ 総務課危機管理室 ☎215

春の全国交通安全運動

～いそいそでも
かならずかくにん
みぎひだり～

実施期間 4月6日(金)～15日(日)

入園・入学して間もない園児・児童や高齢者に交通ルールの理解と交通マナーを習慣付けるとともに、一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

運動の重点目標

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎215



交通安全ボランティア (交通安全推進隊) 募集



県では、身近な地域でボランティアとして交通安全活動を実践する「交通安全推進隊」を募集します。

隊員登録された方には、安心して活動するためのボランティア保険の加入や帽子の支給などを行います。

応募要件 小学校区を単位に月1回以上活動を行うことができ、平成8年4月1日以前に生まれ、県内に居住または勤務・通学している原則5人

以上で構成されたグループ
任期 平成24年9月1日～平成27年8月31日
受付期間 4月2日(月)～5月31日(木)必着
応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、地域振興事務所、県生活・交通安全課あてに郵送(持参・ファクシミリ可)、またはホームページの応募フォームで送信
※応募用紙は、地域振興事務所、役場総務課、各警察署にあります。

問い合わせ 県生活・交通安全課 ☎(223) 2263
☎(221) 2969
HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/>

この機会にあなたの資産の確認を!

固定資産の縦覧・閲覧



固定資産税を納める方(納税者)は、土地・家屋価格等縦覧帳簿によって、自己の資産と町内の他の資産の評価を比較することができます。

また、固定資産を所有する方(納税義務者)または資産を使用する方(借地・借家人等)は、関係する部分について固定資産課税台帳で資産の内訳や価格等を確認することができます。

なお、平成24年度の納税通知書は、4月12日(木)に発送予定です。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月2日(月)～5月1日(火)

必要なもの 納税通知書や課税明細書、または運転免許証、健康保険証など納税者本人であることを確認できるもの

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧期間 4月2日(月)～随時

必要なもの 納税通知書や課税明細書、または運転免許証、健康保険証など納税義務者本人であることを確認できるものまたは賃貸借契約書など借地・借家その他の権利の資格を確認できる書類
※土曜・日曜(日曜開庁日)を

除く)・祝日は縦覧・閲覧はできません。また、代理人の場合は委任状が必要です。

縦覧・閲覧場所 税務課窓口
問い合わせ 税務課資産税班
☎ 114・115

年金収入が400万円以下の方へ

申告期限後も住民税の申告を受け付けます

平成23年分(住民税では平成24年度)から、年金所得者の申告の簡素化により、公的年金等の収入の金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、その年分の所得税

の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

しかし、次の方は、住民税の申告をすることで、住民税額が下がる場合がありますので、申告をしてください。

・源泉徴収票の内容のほかに各種控除や扶養の追加がある方

19歳未満の子どもを扶養している方へ

扶養控除額が縮小され住民税が上がります

平成24年度から、16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

また、16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除は、上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円となりました。

このことから、19歳未満の子どもを扶養している方の住民税が、上がるようになります。

なお、これは「子ども手当」や「高校の授業料無償化」によるものです。

問い合わせ 税務課住民税班
☎ 112・113

平成24年度

国税専門官募集

受験資格 1、昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方、2、平成3年4月2日以降生まれで次に掲げる方
①大学を卒業した方および平成25年3月までに卒業する見込みの方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方
申込方法 原則インターネットによる申し込み

※人事院ホームページの申込専用アドレス (<http://www.jinji-siken.go.jp/juken.html>) をご利用ください。

受付期間 4月2日(月) 9時～4月12日(木) 受信有効

受験案内交付場所(インターネット申込用) 東京国税局、税務署、人事院各地方事務局
※人事院ホームページからもダウンロードできます。

試験日 第1次試験 6月10日(日)、第2次試験 7月17日(火)から7月24日(火)のうち指定された日時

問い合わせ 成田税務署総務課
☎ 0476(28) 5151
☎ 312・313

コンビニでも町税の支払いが可能に

これまでの軽自動車税に加えて、平成24年度課税分から、固定資産税、町県民税もコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

○取り扱うことができる町税

- ・固定資産税(都市計画税)
- ・個人町県民税
- ・軽自動車税

これに伴い、納税通知書と納付書の様式が一部変更となりますので、次の点にご注意ください。

①納付書は納期ごとに1枚1枚単票で送付されますので、各納付書に記載の期別・納期限を確認のうえ、使用してください。

②納期限が過ぎた納付書、1枚あたり30万円を超える納付書、傷や汚れなどによりバーコードの読み取れない納付書などは利用できません。

③取り扱いができるコンビニ店名は納付書の裏面に記載されています。店舗により営業時間などが異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 税務課収税班

☎ 116～118

国民健康保険 異動による届け出は14日以内！

国民健康保険(以下「国保」)は、加入者が保険税を出し合って医療費などを補助する助け合いの制度です。

また、職場の健康保険などと違い、加入するときもやめるときも届け出が必要です。異動があったら、14日以内に届け出をしてください。(表1参照)

加入の届け出が遅れると…

保険税は、加入の届け出をした日からではなく、加入資格を得た月の分から納めることとなります。届け出が遅れた場合でも、遡^{さかのぼ}って保険税を納めなければなりません。

やめる届け出が遅れると…

資格がなくなったあと、国保の保険証を使って医療を受けてしまうと、国保が負担した医療費をあとで返金していただくこととなります。

また、ほかの健康保険に入ったとき、知らずに保険税を二重に払ってしまうことがあります。

お問い合わせ 住民課国保班
☎ 123・124

〈表1〉国保と届出

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入	転入してきたとき	他市町村からの転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	保険資格喪失証明書等
	子どもが生まれたとき	保険証
国保をやめる	転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証
	死亡したとき	保険証、喪主の口座番号(葬祭費支給用)
その他	退職者医療制度の対象となったとき(注)	保険証、年金証書の写し
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学を証明するもの
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人が確認できるもの(使えなくなった保険証)

(注)「退職者医療制度」の対象となったとき

会社などを退職して、厚生年金などを受けられる65歳未満の方とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。年金証書が送られてきたら14日以内に住民課国保班の窓口へ届けて、一般の保険証から退職者用の保険証に切り替えてください。

【対象となる方】

次の条件のどちらにもあてはまる方と、その被扶養者が対象です。

- ① 65歳未満で国保に加入している方(これから加入する方)
- ② 厚生年金や各種共済年金などから老齢(退職)年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

「協会けんぽ」 からのお知らせ

保険料率の引き上げ

全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」)千葉支部の保険料率が平成24年3月分(4月納付分)から次のように変わります。

9.44%
↓
9.93%

健診機関の一覧および集団健診の日程や会場は、協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoutkaikenpo.or.jp/>)に掲載しています。

○自己負担額は

個別健診で2,100円、集団健診で1,425円を予定しています。

お問い合わせ 協会けんぽ千葉支部

▼保険料率は☎(308)0521、▼特定健診は☎(308)0525

人間ドック 費用を助成 します



国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方が4月から次の医療機関で通常の間ドックと脳ドックをあわせて受検する場合は、人間ドック費用の一部助成に加え、脳ドック費用分についても助成対象となります。

助成対象医療機関

- 成田赤十字病院
- 聖隷佐倉市民病院

お問い合わせ 住民課国保班
☎ 123・124

高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から、「認定証」などを提示すれば
窓口での支払いが一定金額にとどめられます



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、入院される方については、「認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができましたが、高額な外来診療を受けたときは、いったん全額を支払い、その後、高額療養費として払い戻しを受ける必要がありました。

4月1日(日)からは、外来診療についても医療機関などの窓口で「認定証」などを提示(表1参照)すれば、医療機関ごとに1か月の自己負担限度額(表2・3参照)を超える分を支払う必要はなくなります。

なお、この制度を利用するには、事前に「認定証」を入手していただく必要があります。国民健康保険および後期高齢者医療保険の方は、住民課国保班へ保険証を持参のうえ、申請をしてください。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。申請に基づき、支払った窓口負担と限度額の差額が後日支給されます。

問い合わせ 住民課国保班 ☎ 123・124

〈表1〉事前の手続きなど

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	加入する健康保険組合などに「認定証」の交付を申請してください(※1)	「認定証」と「保険証」を窓口で提示してください
70歳以上で 住民税課税世帯の方	申請は必要ありません	「保険証」のみを窓口で提示してください
住民税非課税世帯の方	「認定証」の交付を申請してください	「認定証」と「保険証」を窓口で提示してください

※1…「認定証」＝「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

平成24年3月以前に入院され、既に『限度額適用認定証』等をお持ちの方は有効期限まで外来受診時にも利用できます。ただし、有効期限が切れた場合は申請が必要となります。

なお、保険税(料)に未納がある場合は、交付されない場合があります。

〈表2〉70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位) 3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者(※1)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1…「上位所得者」とは、国税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の方

※2…過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

〈表3〉70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	外来(個人ごと)
現役並み所得者(※1)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	44,400円	12,000円
低所得者Ⅱ(※2)	24,600円	8,000円
低所得者Ⅰ(※3)	15,000円	8,000円

※1…「現役並み所得者」とは、同一世帯に一定の所得以上の方(課税所得が145万円以上の方)がいる場合。ただし、収入の合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合には、「一般」の区分と同様になります。

※2…「低所得者Ⅱ」とは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方

※3…「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

〈表1〉 集合狂犬病予防注射日程表

月／日	会 場	時 間
4月20日(金)	東酒々井くじら公園	9時20分～10時20分
	東酒々井大森公園	10時40分～11時40分
	馬橋青年館	13時15分～13時45分
	酒々井コミュニティプラザ	14時00分～14時30分
4月21日(土)	大崎自治会館	9時20分～10時10分
	酒々井ちびっこ天国	10時25分～10時55分
	成城台美空公園	11時20分～11時50分
	役場駐車場	13時15分～14時30分
4月22日(日)	役場駐車場	9時20分～11時30分
		13時00分～14時30分

都合の良い会場で狂犬病予防注射を受けてください。

〔注意事項1〕

- ①犬が死亡、転入等により登録事項（所有者、所有者住所、氏名、犬の所在地）を変更した場合は、犬の所在地の市町村窓口事前に届け出てください。
 - ②犬の健康状態を正確に把握するため、飼い主以外の方や子どもだけの来場は、ご遠慮ください。
 - ③犬のフンを始末する袋等を用意してください。
 - ④雨天の場合は、犬をふくためのタオルをお持ちください。
 - ⑤4月20日・21日の午前中は、印旛地域に大雨警報が発令された場合は、その日の日程（役場駐車場を除く）はすべて中止になります。
- ※4月20日・21日の実施・中止がはっきりしない場合は、8時30分以降に経済環境課へ問い合わせてください。

〔注意事項2〕

予防注射は、犬の体調が悪い等、健康でない場合は受けられません。平成24年度狂犬病予防注射はがきの問診票で1つでも「はい」に該当する場合等は、会場での予防注射が受けられない場合があります。その場合は、最寄りの動物病院で相談のうえ接種してください。

〈表2〉 手数料

区 分	登録を受けていない場合	登録を受けている場合
犬の登録手数料 (登録時のみ)	3,000円	—
狂犬病予防注射済票 交付手数料	550円	550円
狂犬病予防注射手数料 (集合注射会場で受ける場合)	2,800円	2,800円
合 計	6,350円	3,350円



狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう

平成24年度の集合狂犬病予防注射を4月20日(金)から22日(日)まで〈表1〉のとおり実施します。
飼い主の方は、年に一度、飼い犬に必ず狂犬病予防注射を受けさせてください。
なお、会場では注射とあわせて、犬の登録もできますので、新規(未登録)の場合も、

集合狂犬病予防注射のときに必要な手数料〈表2〉を用意し、集合狂犬病予防注射〔注意事項1〕を確認のうえ、ご来場ください。
ただし、「注意事項2」にあるように会場で注射を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。
すでに登録を済ませている

方には4月中旬にはがきで通知をします。問診票に必要事項を記入のうえ、持参してください。
※印旛地域獣医師会では、地元または近隣の会員病院を待機病院に指定し、万全の体制で集合狂犬病予防注射に臨んでいます。
注射後に万一体調が悪くなった場合は、待機病院を紹介いたしますので、経済環境課へお問い合わせください。

集合狂犬病予防注射会場で受けられない場合は、個別に動物病院で接種し、病院で発行される「狂犬病予防注射済証」と手数料を持参のうえ、経済環境課で手続きをしてください。
お問い合わせ 経済環境課環境班 ☎343

動物病院で接種したら必ず手続きを！

「井戸端」の利用
日時が変わります



井戸端（交流サロン）

4月1日は、休みです

4月1日(日)から、「井戸端」(交流サロン)の利用日時が次のように変わりますので、ご注意ください。

利用日時 月曜日～土曜日 10時～16時45分

※日曜・祝日、年末年始、お盆の時期は利用できません。

「住民活動団体の紹介」の冊子で、皆さんの活動をPRしてみませんか！



住民活動団体交流会では、お互いの活動を知ることと、活動を広く町民の皆さんに知らせることを目的として、住民活動団体を紹介するための冊子を作成しています。

町内でボランティア活動などの公益活動をしている団体を次のとおり募集しますので、冊子への掲載希望がありましたら、お申し込みください。

募集期間 4月16日(月)～5月15日(火)

ページ数 A4サイズ1ページまたは2ページ

注意事項 営利・宗教・政治活動等を目的とした団体は、掲載できません。
※掲載内容・提出方法などは、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 住民協働課
☎④361

一般家庭ごみを自己搬入で処理できます



「井戸端」は、住民公益活動を行う団体を支援し、交流や情報発信等を行う場所ので、ボランティアに興味や関心のある個人でも気軽に利用できる施設となっています。

※駐車場が少ないため、できるだけ徒歩または自転車等でお越しください。

※サークル活動については、中央公民館をご利用ください。

サークル活動：共通の趣味・興味を持つ仲間が集まった団体の活動

住民公益活動：営利等を目的とせず、不特定多数の住民の利益の増進を目的とする自主的な公益活動

問い合わせ 住民協働課
☎④361

一般家庭から多量に出たごみや粗大ごみを、酒々井リサイクル文化センターへ直接搬入することができます。

自己搬入する場合は、免許証等酒々井町民であることが確認できる書類を持参してください。

なお、搬入できないごみもありますので、ごみ収集カレンダー等でご確認ください。

受付時間 月曜日～金曜日
※祝日および年末年始を除く
・ 8時30分～11時30分
・ 13時～16時30分

処理手数料 10kgあたり350円。ただし、10kg未満でも350円の処理基本手数料がかかります。

また、町指定袋に分別し搬入した場合も処理手数料がかかりますのでご注意ください。

一般家庭の粗大ごみ休日搬入

通常の自己搬入受入日のほか、一般家庭の粗大ごみについては、〈表1〉のとおり毎月第2土曜日および翌日曜日

〈表1〉粗大ごみ休日受入日

月	受入日	月	受入日
4	14(土)・15(日)	10	13(土)・14(日)
5	12(土)・13(日)	11	10(土)・11(日)
6	9(土)・10(日)	12	8(土)・9(日)
7	14(土)・15(日)	1	12(土)・13(日)
8	11(土)・12(日)	2	9(土)・10(日)
9	8(土)・9(日)	3	9(土)・10(日)

の2日間に限り、事前予約により受け入れを行います。

予約方法 酒々井リサイクル文化センターへ毎月第2土曜日の前日まで(祝日を除く)月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までに電話で予約をしてください。

搬入受付時間
・ 8時30分～11時30分
・ 13時～16時30分

問い合わせ 佐倉市、酒々井町清掃組合(酒々井リサイクル文化センター) ☎(496)7511、経済環境課環境班 ☎④343

「酒々井ちびっこ天国」の指定管理者指定

「健康ひろば」で健康づくり … 夏はプールで楽しめます!

「酒々井ちびっこ天国」の指定管理者に、セントラルスポーツグループ（代表団体 セントラルスポーツ株式会社）を指定しました。

指定管理者は4月から1年間、施設管理・夏季プールの運営・施設有効利用等を行います。

また、指定管理者の自主事業として、管理棟3階「健康ひろば」で、健康づくり事業を実施しますので、皆さんご利用ください。

詳しくは、酒々井ちびっこ天国（☎496-2611）までお問い合わせください。

※夏季プールの運営日等については、広報7月号でご案内します。

問い合わせ 経済環境課商工観光班



トレーニングマシーンで体力アップ

〈表1〉健康ひろばの利用案内

利用時間および休園日		料金等 利用区分	1か月定期利用		1回利用	※町民とは、酒々井町内に在住、勤務先がある方および町内の学校に在学する高校生以上の方です。 なお、これらを証明する身分証明書等が必要となります。 ※ファミリーとは、同一世帯にお住まいの家族（夫婦、親子、兄弟）2名とさせていただきます。
毎週火・金曜日 (祝日は休園)	10時30分 ～15時		町民	町民以外	町民および 町民以外	
【休園期間】 ・7月から8月まではプール開園期間のため休園 ・12月から2月までは冬期間のため休園		一般	3,150円	4,200円	630円	
		ファミリー	5,250円	7,350円		
		高校生および 65歳以上	2,100円	3,150円	470円	

中央公民館は 6月から月曜日 も利用できます

中央公民館は、月曜日を定期休館日と定めていましたが、6月から月曜日も夜間を除き、利用ができるようになります。

ご利用日の1か月前から申請を受け付けますので、ぜひご利用ください。

なお、月曜日が祝日の場合や施設管理に伴う定期点検等の場合は、休館となります。

問い合わせ 中央公民館
☎(496)5321

受付時間 9時～17時

申請期間 4月3日(火)～
4月10日(火)

※平成24年度の利用は5月1日(火)から開始します。

なお、利用希望日が重複した場合には、代表者会議を開き調整する場合があります。

※申請時には団体登録書・団体名簿を提出してください。

(申請時に必要な書類は、生涯学習課で配付します)

現在、定期利用している団体も新たに申請が必要です。

申請書類および申請方法等詳細についてはお問い合わせください。

※営利を目的とした団体は利用できません。

申請期間 4月3日(火)～
4月14日(土)

受付時間 9時～17時

問い合わせ 中央公民館
☎(496)5321

社会体育施設、学校体育施設の定期利用を希望する団体は、生涯学習課（中央公民館）へ申請をしてください。

現在、定期利用している団体も新たに申請が必要です。

申請時には団体登録書・団体名簿を提出してください。

(申請時に必要な書類は、生涯学習課で配付します)

現在、定期利用している団体も新たに申請が必要です。

申請書類および申請方法等詳細についてはお問い合わせください。

※営利を目的とした団体は利用できません。

申請期間 4月3日(火)～
4月14日(土)

受付時間 9時～17時

問い合わせ 生涯学習課
☎(496)5313

社会体育施設 学校体育施設



問い合わせ 生涯学習課
☎(496)5313

中央公民館



中央公民館の定期利用を希望する団体は、中央公民館へ申請をしてください。

現在、定期利用している団体も新たに申請が必要です。

申請書類および申請方法等詳細についてはお問い合わせください。

※営利を目的とした団体は利用できません。

申請期間 4月3日(火)～
4月14日(土)

受付時間 9時～17時

問い合わせ 中央公民館
☎(496)5321

次の施設を定期利用する団体は申請が必要です

隣保館主催教室で楽しみながら学んでみませんか

隣保館では、主催教室を通して、皆さんとの交流を図っています。

ちびっこあつまれ、親子ふれあい教室



親子でふれあう時間を隣保館で過ごしてみませんか。歌・折り紙・根谷古散策など毎月第3木曜日、年間10回開催します。

高齢者音楽健康教室



毎月第2・4木曜日に開催します。第1回目 4月12日(木) 講師 小山 治子さん ※講師の方が変わりました。

アラジメント教室



毎月第1木曜日、年間11回開催します。第1回目 4月5日(木) 講師 小池美智子さん

参加費 1,000円前後 (花材)

持ち物 ハサミ・筆記用具
定員 18人(申込先着順)

第1回目 5月17日(木) 講師 助 みどりさん

参加費 1組1回2000円 (材料費等) 当日集金します。

第1回目 4月12日(木) 講師 小山 治子さん

参加費 無料
定員 20人(申込先着順)
※定員に満たない場合は、随時参加を受け付けます。

「しすいハーブガーデン」オープン！さわやかな春を感じてみませんか



「しすいハーブガーデン」は、今年で20周年を迎え、アプローチをリニューアルしました。

ハーブ園の散策やハーブティー、軽食(スパイスチキンカレー・シフォンケーキなど)が楽しめる喫茶コーナーなどもあります。

オープン記念として、先着100の方にサシェ(匂い袋)をプレゼントします。

また、5月19日(土)には『ハーブガーデンまつり』も開催する予定です。

開園日 4月1日(日)～12月中旬 ※毎週月曜定休日

開園時間 10時～16時

問い合わせ しすいハーブガーデン ☎(496) 4909、酒々井コミュニティプラザ ☎(496) 4461

《各教室共通事項》

時間 10時～12時

会場 隣保館

申込方法 4月2日(月)の9時から隣保館へ電話でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ 隣保館 ☎(496) 1107

春季町民卓球大会



日時 4月22日(日) 9時～

会場 酒々井小学校体育館

競技種目

団体戦：1チーム6人(シングルス4・ダブルス1)

個人戦：一般男子シングルス・一般女子シングルス(高校生以上)・中学生男子シングルス・中学生女子シングルス・小学生シングルス・混合ダブルス

参加資格 町内在住・在勤者
参加費 大人：500円、小学生・中学生：300円(保険代等) 当日集金
※弁当は各自で持参
申込方法 当日会場(8時45分締め切り)

問い合わせ 体育協会卓球部 佐藤 ☎(496) 4131

アフラック(アメリカンファミリー生命保険)のお問い合わせ、申し込みは

募集代理店 森 常男

酒々井町中央台3-3-1 ハイツ7棟-302

電話：043-496-7190

携帯：090-3508-8637

広告

自然の恵みを活用しませんか！

人に、環境に、未来に優しい・・・太陽光発電システム保証10年・出力保証25年品質と安さを追求してこの価格1kwあたり標準工事代込520,000円

例 205w×15枚→3,075w×520,000=1,599,000 (税別)

24年度の国および自治体の補助金はご確認ください。<新発売>オートで深夜電力料金で蓄電し昼にそれを放電する蓄電池が発売となりました。もちろん停電時もOKです。太陽光で発電する電力は全て充電することができます。

詳しくは 有限会社 協和商事 酒々井町下台58-1-205

☎043-496-5111

広告



みんなのひろば

写真で見る「酒々井中学校卒業式」



校長先生から卒業証書を手渡される卒業生



最後の言葉を贈る角井校長先生



卒業の言葉を述べる畠山奏太さん



感謝の気持ちを込めて「上げば尊し」を歌う卒業生

酒々井小学校に ガステーブルコンロが寄贈

千葉ガス株式会社成田支社から昨年の大室台小学校に引き続き、今年も酒々井小学校にガステーブルコンロが7台寄贈され、3月5日に同社戸村支社長から町長に目録が手渡されました。(写真左)

寄贈されたガステーブルコンロは、酒々井小学校の家庭科室に設置し、家庭科学習等に有効に活用します。

問い合わせ こども課庶務班 ☎ 371



左から戸村支社長、小坂町長、東條教育長



寄贈されたガステーブルコンロ

●●早春の味覚を堪能●●

町郷土研究会野草部主催による『七草粥を食べる会』が2月10日、中央公民館講堂で開かれ、春の味覚を堪能しました。

毎年、町に自生する野草の採取からそれらを使った七草粥の調理、おみやげの箸置き、当日の進行まですべて会員・有志の手作りで行われており、行き届いたもてなしに参加者は「子どもの頃に味わったなつかしい味を思い出した」「お粥を作る母の後ろ姿を思い出した」などと顔をほころばせていました。



90人を超える参加者でにぎわった会場

こんにちはすいっ子

217



あり
飯田 亜璃ちゃん(左) (東酒々井)
〈平成18年11月17日生まれ〉

あむ
明夢ちゃん(右)
〈平成20年8月5日生まれ〉

(家族から一言) 姉妹仲良くな!

●●サッカー大好き少年が町に集結●●

「第22回酒々井町長杯少年サッカー大会」が3月4日、総合公園で開かれ、県内の16チームが参加しました。

町からは酒々井FCU-12、U-11が出場し、U-11は、惜しくも1回戦敗退、U-12は、2回戦で優勝した成田FCに0対3で敗れましたが、優秀選手賞に橋本諒太さん(U-12)と細井美鈴さん(U-11)が選ばれました。



相手ゴールに攻め込む酒々井FCの選手(優勝した成田FC戦)

◆俳句

祖母の歩に合はせて散歩日脚伸ぶ
先がけて天満宮の梅の花
白鳥の舞ふ村里の初景色
雪雲や山河の色を奪ひけり
初春やふくさ捌きの指ほそく
水仙のかおりにひかれ歩が進む
虫がねかた手歳時記冬ごもり
掛絵馬の触れあふ風音春寒し
小鳴きの聞える程に春兆し

横山 陽子
丸山 悦子
鈴木 遊琴
濱口 仁
正井 和子
佐藤美ヨ子
松居美智子
浅倉 里水
荒 裕子

◆短歌

朝夕にとびかう飛行機見てあれば病む身忘れて心わき立つ
「また来るね」と娘はわが家を去りゆきぬ湯呑みのお茶のまだ温かし
暖かき光の満つる冬の部屋仮設に暮らる人偲びをり
春の服を試着してゐし若き客は立ち止まりしわれに「いかかですか・これ」
久方の雨に潤う冬の畑えんどうのつる空にまきつる

家山ヨシ子
渡辺 昭子
竹下 康子
助 光子
近藤 教子

文芸コーナー

ありがとう

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会へ、次の方々よりご寄付を
いただきました。(敬称略)

(金銭)
・真鍋里美(成田市) 1万円
・白ゆり会 7千360円

匿名

1千600円

保健コーナー

乳がん検診 子宮がん検診



乳がん検診と子宮がん検診を(表1)のとおり実施します。
婦人科医師不足のため、乳がん検診と子宮がん検診が同時に実施できない日があります。ご迷惑をおかけします
が、ご理解とご協力をお願いします。

＜表1＞

期 日	検診の種類
6月22日(金)	乳がん(マンモグラフィ)
6月25日(月)	子宮がん検診
6月26日(火)	乳がん(視触診)
6月27日(水)	乳がん(マンモグラフィ)
6月28日(木)	乳がん(マンモグラフィ)
6月29日(金)	子宮がん検診
7月2日(月)	乳がん(視触診)
7月3日(火)	子宮がん検診

※検診日については、指定させていただきます。なお、都合が悪い場合は、変更できますので、受診票が届き次第保健センターに連絡してください。

受付時間

子宮がん検診 9時～11時

乳がん視触診 12時45分～14時

乳がんマンモグラフィ・エコー

8時45分～11時 12時45分～14時

申し込みが必要な方 検診を初めて受ける方および昨年受けていない方
※子宮がん検診については、2年間受けていない方
対象年齢

【子宮がん検診】

20歳以上奇数歳の希望者(平成4年12月31日以前生まれの奇数歳の女性)
※昨年度検診を受けていない方は、偶数歳でも受診できます。

【乳がん検診(視触診)】

30歳代の奇数歳31歳(S56年生まれ)、33歳(S54年生まれ)、35歳(S52年生まれ)、37歳(S50年生まれ)、39歳(S48年生まれ)

40歳代の奇数歳

41歳(S46年生まれ)、43歳(S44年生まれ)、45歳(S42年生まれ)、47歳(S40年生まれ)、49歳(S38年生まれ)

※50歳以上の方は隔年でマンモグラフィと触診を交互に行います。

【乳がん検診(マンモグラフィ)】

40歳代の偶数歳 40歳(S47年生まれ)、42歳(S45年生まれ)、44歳(S43年生まれ)、46歳(S41年生まれ)、48歳(S39年生まれ)

※50歳以上の方は隔年でマンモグラフィと触診を交互に行います。

【乳がん検診(エコー検査)】

30歳代の偶数歳 30歳(S57年生まれ)、32歳(S55年生まれ)、34歳(S53年生まれ)、36歳(S51年生まれ)、38歳(S49年生まれ)

申込期限 5月21日(月)(期限厳守)

申込方法 必要事項(住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号、申し込み検診名)を記入し、次の方法でお申し込みください。

- ①はがき(5月21日(月)必着) ②Eメール
- ③保健センター窓口 ④電話 ⑤FAX

検診費用

- ・子宮がん検診 500円
- ・乳がん検診(視触診) 500円
- ・乳がん検診(マンモグラフィ) 1,000円

・乳がん検診(エコー) 1,000円

※検診当日にお支払いください。

検診費用が無料になる方 次に該当する方は、検診費用が無料になります。

◎75歳以上の方

※手続きは不要です。

◎生活保護世帯の方

※検診当日に生活保護受給証明書を持参してください。

◎町民税非課税世帯の方

※該当する方は、事前に保健センター窓口で手続きが必要です。

注意事項

◎当日の申し込みはできません。

◎1日に検診のできる人数に限りがありますので、希望日にならない場合があります。

◎6月初旬に受診票を送付します。

申し込み・問い合わせ 保健センター

〒285-8510 中央台4-10-1

☎(496) 0090

☎(496) 8453

Eメール kenkou@town.shishichiba.jp

ヘルスアップセミナー 受講生募集

健康や栄養について学び、生活習慣を見直しましょう。6回以上修了の方には修了証を交付します。

期日・内容(表2)のとおり
時間 9時30分～11時30分

※調理実習は9時30分～13時
会場 保健センター
※調理実習は中央公民館調理室
費用 無料ですが、調理実習については食材料費の実費負担があります。
定員 20人(申込先着順)
申込期限 4月27日(金)
申し込み・問い合わせ 保健センター
※この講座は、健康推進員の養成講座でもあります。修了者の方に健康推進員としてお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

＜表2＞

開催予定日	内 容
5月15日(火)	開講式・講義「カラダへの心配りが元気の基本 受けよう検診 生活習慣病予防とがんについて」
6月5日(火)	講義・実習「何歳になってもおいしく食べられる歯 美しい歯のための口腔ケア」
7月10日(火)	運動「頭と体の体操」
9月13日(木)	講義・調理実習「コマをまわしてカロリーダウン 食事バランスガイドとヘルシー料理」
10月24日(水)	講義「秋深し あなたと私の心のケア」
11月19日(月)	運動「スポーツの秋!ヘルシーウォーキング」
12月13日(木)	講義・調理実習「冬こそ見直したい高血圧 予防と改善のためのおいしい薄味料理」
1月16日(水)	講義・調理実習「乳製品を使ったカルシウムアップ料理」
2月12日(火)	運動「体幹力アップのためのストレッチング 目指せ!マイナス5歳のカラダ」
3月14日(木)	調理実習「伝統料理 太巻き寿司」・修了式



保健コーナー

問い合わせ
保健センター ☎(496) 0090

その他の行事

会場：保健センター

日	内容	時間
5日(木) 12日(木) 26日(木)	ゆりかごルーム	9時30分～12時
11日(水)	乳児相談 10か月児H23.5月生	10時～11時
	4か月児H23.11月生	13時30分～14時30分
16日(月)	ヘルシーウォーキング	受付時間 9時10分 (雨天中止)
24日(火)	1歳6か月児健康診査 H22.8月生・9月生	受付時間 12時45分～13時15分
毎週月曜日	健康相談	9時30分～11時

予防接種

乳幼児	BCG・麻しん風しん混合・百日せき ジフテリア破傷風混合・日本脳炎	委託医療機関で 実施中
-----	--------------------------------------	----------------

夜間および休日の救急診療

※受診の際は、保険証をお持ちください。

◎印旛市郡小児初期急病診療所 (0～15歳まで)

日時	月～土曜日	19時～翌日6時
	日曜・祝日	9時～17時、 19時～翌日6時

場所 佐倉市江原台2-27
(佐倉市健康管理センター内)
☎(485) 3355

◎成田市急病診療所

場所 成田市赤坂1-3-1
(成田市保健福祉館内)
☎0476 (27) 1116

※来診希望の方は、まずお電話ください。

診療科目および日時

診療科目	診療時間	診療日
内科・ 小児科	10時～17時	日曜・祝日
	19時～23時	毎日
外科 歯科	10時～17時	日曜・祝日
	10時～17時	

子ども急病電話相談

毎日夜間 19時～22時
電話 #8000
(ダイヤル電話からは☎(242) 9939)

親子でピカピカ 歯みがき教室



親子でピカピカな歯を目指しましょう。口の健康状態を確認するためにもぜひご参加ください。

期日 4月17日(火)、18日(水)

受付時間 ①13時 ②13時30分 ③14時 ④14時30分 ⑤15時

※18日は①③のみの受け付けです。

会場 保健センター

対象者 満2歳から就学前の子どもとその保護者

定員 80人(申込先着順)

内容 むし歯の話、ブラッシング指導、染め出し、歯の健康相談(歯科医師)

持ち物 歯ブラシ、タオル、コップ
※希望者の子どもには、フッ素塗布を

行います。

申し込み方法 希望する日時を電話または保健センター窓口でお申し込みください。問い合わせ 保健センター

親子のよい歯の コンクール



平成23年度の3歳児健康診査を受けた方で、むし歯のないきれいな歯を持つ子どもとその保護者を対象としてコンクールを開催します。

歯の健診を兼ねて気軽に参加してください。審査は『親子ピカピカはみがき教室』の中で行います。

※保護者は、初期のむし歯で治療済みならば参加できます。

日 4月18日(水)
14時30分～15時30分

会場 保健センター

申し込み方法 4月13日(金)までに電話または保健センター窓口でお申し込みください。問い合わせ 保健センター

高齢者のよい歯の コンクール



80歳以上で20本以上の歯を持っているということは、とても素晴らしいことです。「よい歯のコンクール」を開催しますので、ぜひご参加ください。

対象 平成24年4月1日現在、年齢が80歳以上で自分の歯(さし歯・かぶせた歯でもよい)が20本以上あり、町内在住の方(住民票がある方)

申込期間 4月2日(月)～27日(金)
申し込み方法 (表3)の医療機関へ電話で申し込み、審査を受けてください。

＜表3＞

医療機関名	電話番号
酒々井歯科医院	(496) 2017
阿部歯科医院	(496) 3535
鶴岡歯科医院	(496) 6585
おがた歯科医院	(496) 8450
梅村歯科医院	(496) 7774
宮野歯科医院	0476 (26) 1188
アップル歯科クリニック	(496) 9611
ひら歯科医院	(481) 7707
すばる歯科医院	(497) 0648
すいすい駅前歯科医院	(496) 4123

※参加者全員に記念品を贈呈します。※このコンクールで町の代表に選ばれた方は、印旛郡市のコンクールに推薦されます。問い合わせ 保健センター

◆今月の納期◆

固定資産税 第1期

納付期限
5月1日(火)まで
納税には便利な口座振替を

4月の

相談

相談名	日時・会場	予約・問い合わせ など
心配ごと相談	5日(木)、19日(木) 13時～16時 社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎ (496) 6635
法律相談	12日(木)、26日(木) 13時～16時 社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎ (496) 6635 ※電話予約制です。事前にお申し込みください。 (先着順1日6件まで)
人権相談	10日(火) 13時～16時 役場西庁舎2階会議室	人権推進課人権啓発班 ☎ ☎ 332
身体障害者相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 135 相談員・鈴木秀子さん、長野みち子さん
知的障害者相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 135 相談員・福田美千代さん
障害者差別相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	印旛健康福祉センター ☎ (486) 5991 FAX (222) 4133
子ども相談(町)	10日(火) 13時～16時 役場中央庁舎1階会議室	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 134
子ども相談(県)	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～16時 印旛健康福祉センター家庭児童相談室	印旛健康福祉センター地域保健福祉課 ☎ (483) 1120 ※電話による相談もできます
就学・教育相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	学校教育課学校教育班 ☎ ☎ 312 ※電話による相談もできます。
家庭教育相談	毎週木曜日、金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	生涯学習課社会教育班 ☎ (496) 5334 ※電話による相談もできます。※相談日以外でもご連絡ください。
消費生活相談	6日(金) 10時～15時 役場中央庁舎3階会議室 20日(金) 10時～15時 役場中央庁舎1階会議室	経済環境課商工観光班
子育て電話相談	岩橋保育園 月～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時※月曜日は栄養相談も 中央保育園 随時	岩橋保育園 ☎ (481) 7021 中央保育園 ☎ (496) 1274
年金相談	19日(木) 10時～15時 住民課年金班へお越しください	住民課年金班 ☎ ☎ 121・122

高齢者の様々な相談を受け付けます 町地域包括支援センター

お住まいの地域で、みなさんが安心して暮らせるようお手伝いをします。
相談はすべて無料です。

【在宅介護 かけはしの会】

在宅介護者交流会は、「在宅介護 かけはしの会」に名称変更します。
平成24年度第1回交流会のテーマは、「認知症の理解と接し方」です。認知症は誰でもかかることのある病気です。正しく理解し、誰もが尊厳をもって暮らせるように、地域ぐるみで支援しましょう。

「楽しくてなるほど!」と納得していただけるような会の運営に努めています。気軽にご参加ください。

日時 4月27日(金) 13時30分～15時
会場 保健センター3階
講師 総泉病院ウエルエイジングセンター長 高野喜久雄 先生
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ (481) 6393

仲間になりませんか

酒々井FC(少年サッカーチーム) 無料体験入部・部員募集

【体験入部】

日時 4月28日(土)・29日(日) 10時～12時(受付9時30分～) ※雨天中止
会場 大室台小学校グラウンド
対象 小学生の男女
※当日は、動きやすい服装・運動靴・帽子・飲み物等をご持参ください。

【部員募集】

日時 毎週土・日曜日 9時～12時
会場 大室台小学校グラウンド
対象 小学生の男女
会費 入会金1,000円、月会費1～3年1,000円・4～6年1,500円
保険 800円/年(4月～翌年3月)
申込方法 直接会場で申し込み
問い合わせ 藪内 ☎ (496) 4234、鶴澤 ☎ (497) 0944 (19時以降)

酒々井ビッグアローズ団員募集! 女の子大募集!(少年野球)

「あいさつ・思いやり・感謝の心」など精神教育を中心に野球を指導しています。酒々井っ子あつまれ!女の子大募集中!

日時 毎週土・日曜日 9時～16時(試合の時は時間変更あり)
会場 中央台公共用地
対象者 酒々井小・大室台小4年生以下の小学生
会費 1,000円/月、入会金なし、ユニフォーム貸与
申し込み・問い合わせ 直接会場または和田 ☎ (497) 1186まで

「ブルドックス」会員募集

【活動内容】★防犯情報の発信
★防犯パトロール★防犯キャンペーン
★学童のガード★会員の親睦
申し込み・問い合わせ
佐藤 ☎ (496) 4131
勝間 ☎ (496) 7002



催し・講座

町内史跡巡りハイキング
「双体道祖神めぐり」

町内には県内でもめずらしい双体道祖神が9体祀ってあります。今回はその中の7体をまわります(約8km)。

日時 4月15日(日) 9時集合

※雨天中止

集合場所 京成宗吾参道駅

参加費 100円(資料代)

持ち物 弁当、飲み物等

コース 宗吾参道駅—大仏頂寺—柏木の双体道祖神—下岩橋の双体道祖神—菊賀神社—上郷の双体道祖神—上郷自治会館(昼食)—新堀の双体道祖神—中川の双体道祖神—京成酒々井駅(15時30分頃帰着予定)

※コースに一部変更の場合あり

主催 町郷土研究会

後援 町教育委員会

問い合わせ 郷土研究会会長 岡田利光 ☎(496)0074

お知らせ

ちばIBD潰瘍性大腸炎&
クローン病医療講演会

日時 6月17日(日) 13時~16時

会場 船橋市中央公民館6階講堂

内容 第1部:「IBDの内科的治療の進歩と混迷」講師 社会保険船橋中央病院 笠貫順二先生

第2部:患者同士の交流会

参加費 資料代500円(当日払い)同伴家族は2人まで無料

定員 100人(事前申込が必要)

申込方法 インターネットまたは往復はがきによる申し込み

往復はがきの場合は、〒277-0005 柏市柏967-8 竹井京子宛に郵便番号、住所、連絡先(電話番号とメールアドレス)参加者全員の氏名と年齢、病名と発症年、交流会の参加の有無、講師への質問を記入のうえ、お申し込みください。

詳細はホームページをご覧ください。

HP <http://www.chiba-ibd.com/>

平成25年歌会始のお題

歌会始のお題は「立」と定められました。「立」の文字を使用していれば「立志」「立春」のように熟語を使用しても「立つ」「立ち上がる」のように訓読にしても差し支えありません。

詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で1人1首とし、未発表のものに限ります。書式は、習字用半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日および職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

なお、用紙は半紙とし、毛筆で自書してください。

申込期限 9月30日(日)(当日消印有効)

申込方法 〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。問い合わせ 疑問がある場合は、直接、宮内庁式部職あてに返信用切手をはった封筒を添えて9月20日(木)までに問い合わせてください。

HP <http://www.kunaicho.go.jp/>

東金労働基準協会からのご案内

東金労働基準協会では、東金労働基準監督署管内の事業所を対象として労働安全衛生法で義務付けられている資格を取得するための各種講座等を実施しています。

日時 5月10日(木) 9時~

会場 のぎくプラザ(山武市殿台290-1)

内容 新規採用者安全衛生教育講習

※講座は有料です

申込方法 4月25日(水)までに東金労働基準協会に電話でお申し込みください。

問い合わせ 東金労働基準協会

☎0475(52)1061

防災職業病なんでも相談会

日時 4月28日(土) 13時~16時

会場 千葉市中央コミュニティセンター6階講習室5

対応者 弁護士、労働安全衛生管理者、ソーシャルワーカー他

費用 無料 ※予約不要、当日受付

問い合わせ 千葉中央法律事務所

☎(225)4567

平成24年度前期技能検定

等級 1級、2級、3級(一部職種)および単一等級

職種 50職種83作業

受検資格 原則として各職種とも所定の実務経験が必要

受検手数料 実技 16,500円

学科 3,100円

受付期間 4月9日(月)~4月18日(水)

試験実施日程 6月4日(月)~9月9日(日)の間の指定する日

合格発表日 3級職種(金属熱処理を除く) 8月24日(金) 1級・2級・単一等級(金属熱処理) 9月28日(金)

受付・問い合わせ 千葉県職業能力開発協会 技能検定課 ☎(296)1150

HP <http://www.chivada.or.jp>

フリースペースを利用しませんか

心の悩みなどで日中の活動場所がない方、気軽にご利用ください。

日時 毎月第4木曜日 11時~14時

会場 中央公民館1階和室

対象 心の悩みや問題のある方

参加費 実費(菓子代200円程度)

持ち物 昼食、印鑑

問い合わせ いんば障害者相談センター

担当:佐藤 ☎0476(99)2501

今月の移動交番

開設日時

・4月4日(水) 13時30分~15時

・4月11日(水) 10時30分~12時

・4月25日(水) 10時30分~12時

場所 駅前交流センター(JR酒々井駅東口広場)

※開設できない場合もあります。

問い合わせ 佐倉警察署移動交番係

☎(484)0110

育児のアドバイス
「あいあいデー」

日時 4月10日(火)、24日(火)
10時~11時30分

会場 しすいあいあいルーム
(役場西庁舎1階)

問い合わせ こども課子育て支援班

☎☎371

酒々井風景画



完成した尾上集会所

**コミュニティ活動の拠点
「尾上集会所」が完成**

宝くじの助成金で備品も購入

尾上地区のコミュニティ活動の中心となる「尾上集会所」が完成し、3月11日に落成式が行われました。この施設の完成に伴い、地域コミュニティ活動の発展がますます期待されます。

また、施設の和机やイスなど、備品の一部は、平成23年度宝くじの助成を受けて購入しました。

なお、この助成は、「財団法人自治総合センター」が、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図ることを目的として行っている事業です。

情報カレンダー 4月

日	行事名	掲載ページ
1(日)	しすいハーブガーデン開園	17
	上岩橋の獅子舞	3月号15
2(月)	土地・家屋価格等帳簿の縦覧（～5月1日） 固定資産課税台帳の閲覧（～随時）	11
3(火)	社会体育施設、学校体育施設の定期利用希望申込開始（～10日）	16
	中央公民館定期利用希望申込開始（～14日）	16
6(金)	春の全国交通安全運動（～15日）	10
	酒々井中学校入学式	
7(土)	第20回歩こう会	3月号9
9(月)	酒々井小学校・大室台小学校入学式	
12(木)	おはなし会（15時30分～図書館）	
20(金)	集合狂犬病予防注射（～22日）	14
22(日)	春のおはなし会（15時～図書館）	
28(土)	行政連絡員会議（9時30分～中央公民館）	



助成を受けて購入された和机やイス

「広報ニューしすい」の有料広告でPRしてみませんか！

申込期限 掲載希望月の前々月の25日まで
6月号掲載希望者は4月25日(水)までに

広告の規格・掲載料

1号広告	縦4.5cm×横8.6cm	5,000円/回
2号広告	縦4.5cm×横18cm	10,000円/回
3号広告	縦9.8cm×横18cm	20,000円/回

※詳しくは町ホームページをご覧ください。経営企画課広報広聴班までお問い合わせください。

☎ 043 (496) 1171 ㊟ 222

休日窓口開庁日 29日（日）8:30～12:00

【住民課】住民票・戸籍・印鑑証明等の交付、印鑑登録・戸籍届書の受付（転入・転出等の住民異動に係るものは除く）

【税務課】納税・所得・固定資産等各種証明書の交付、納税相談、収納（町税・国民健康保険税）

プレミアム酒々井休館日 4月2・9・16・23日 ☎(496)8681

図書館館内整理日 19日（木）図書館のみ休館 ☎(496)8682

※テープに録音した「声の広報」もあります。詳しくは、お問い合わせください。☎ 社会福祉協議会 ☎(496)6635